

総合評価方式に関する Q&A

Q1. (評価項目「3. 企業の地域社会に対する貢献等に関する評価」の)「(4) 地元業者の活用」について、「当該工事の請負金額の 80%以上を地元業者(下請を含む。)により施工する場合」に「0.3点」が加点されるが、この基準を満たすにはいわゆる「丸投げ」とならないか。

A1. 当該評価項目については、建設業法を遵守し、確実に履行できる場合に「可」と申請ください。(落札後、実際の施工にあたっては、当該申請内容に基づく工事の履行が必要となります。)

Q2. (評価項目「3. 企業の地域社会に対する貢献等に関する評価」の)「(4) 地元業者の活用」について、証明する書類の提出は必要か。

A2. 証明する書類の提出は必要ありません。ただし、「可」とした場合には契約締結後、実態を確認させていただきます。

なお、会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱第6条第3項の規定により提出した技術評価点申請書等に基づく施工ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求、入札参加停止等の措置を行う場合があります。

Q3. 特定 JV の場合の評価点は、各評価項目において構成員の一方が加点対象となればそれぞれ満点をもらえるのか。

A3. それぞれの構成員の得点に出資比率をかけたものを合計し、小数第二位以下を切り捨てたものを評価点とします。

(例1)

出資比率が代表者 60%、構成員が 40%の場合で、両者が「1 企業の技術力(実績・経験等)に関する評価」の「(1) 工事成績 80 点以上」を有する場合。

$$\text{評価点} = \underline{0.15 \text{ 点} \times 0.6} + \underline{0.15 \text{ 点} \times 0.4} = 0.15 \text{ 点}$$

代表者 構成員

(例2)

出資比率が代表者 60%、構成員が 40%の場合で、代表者のみが「1 企業の技術力(実績・経験等)に関する評価」の「(1) 工事成績 80 点以上」を有する場合。

$$\text{評価点} = \underline{0.15 \text{ 点} \times 0.6} + \underline{0.15 \text{ 点} \times 0} = 0.09 \text{ 点}$$

代表者 構成員

Q4. 特定 JV 対象工事の場合、総合評価方式の評価点の算定において、市内業者と市内業者との組合せの場合、市内業者と準市内業者との組み合わせの場合とでは、評価点は異なるのか。

A4. 例えば「本店等の所在地」の項目においては、市内業者の場合 0.6 点、準市内業者の場合 0.3 点で、それぞれの出資比率を掛け合わせた数値を足す(小数第二位以下切り捨て。)ことになるので、点数に若干の差異が生じることとなります。

Q5. 配置予定技術者について、仮に、会津若松市の同一開札日の2件の工事の入札に参加し、開札の結果、2件ともに落札候補者となった場合において、先に開札が行われた案件に技術者を配置したことにより、後に開札が行われた案件に同等の技術者を配置できない場合、入札参加停止措置の対象となるのか。

A5. 配置予定技術者として記載した技術者が配置できない場合には、同等以上の評価点となる他の技術者を配置することを原則としております。

会津若松市の同一開札日の複数の工事の落札候補者となり、先に開札を行った案件に技術者を配置したことにより、後に開札を行った案件に技術者を配置できなくなった場合については、入札参加資格審査調書にその旨を記載のうえ速やかに提出して下さい。この場合、後に開札を行った案件の入札は無効という取り扱いになりますが、やむを得ないものとして、入札参加停止措置の対象とはいたしません。